

平成27年（行ウ）第37号 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外63名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

求 釈 明 書

2017（平成29）年2月10日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 廣 島 敦 隆



同 弁護士 足 立 修 一



同 弁護士 池 上 忍



同 弁護士 竹 森 雅 泰



同 弁護士 端 野 真



同 弁護士 橋 本 貴 司



同 弁護士 松 岡 幸 輝



同 弁護士 佐 々 井 真 吾



本書面は、被告らの平成29年1月31日付け第5準備書面（以下「被告ら書面」という。）を受けて、原告らの求釈明を内容とするものである。

第1 被爆者援護法1条3号の解釈に関する主張について

1 原告らの主張とそれに対する被告らの対応

この点、原告らは、第3準備書面において、原爆医療法及び被爆者援護法の制定に関する事実及び当時の放射線の人体影響等に関する科学的知見等を踏まえて、同号の解釈について主張しているところであり（なお、原告らの主張は、同号の解釈が正面から問題となった被爆者健康手帳交付申請却下処分取消等請求事件（広島地方裁判所平成17年（行ウ）第18号）において平成21年3月25日に言い渡された判決（甲A29）において示された司法判断と同旨であり、この事件の被告であった広島市は同判決を控訴せず受け入れている（甲A50, 51）。）、被告らの同号の解釈に関する主張についても、原告らは、第6準備書面の第3の1及び2において、制定に関する事実経過等を指摘しつつ、詳細に認否・反論を行っているところである。

ところが、被告らは、被告ら書面5頁において、「原告らは、原告ら第6準備書面第3の1及び2・・・をもって、被告らの被爆者援護法1条3号の解釈に関する主張・・・に対し反論するが、原告らの主張は、いずれも、被告らの主張を正解せず、同号の解釈論とは無関係の事情を論難するか、独自の見解を述べるものであって、被告らにおいて、現時点での反論の要を認めない」として、原告らが同号の解釈を主張した第3準備書面及び第6準備書面第3の1及び2について、認否すらしようとしない。

2 求釈明

同号の解釈論は、本訴訟の主要な争点の一つであるところ、原告らの主張について「被告らの主張を正解せず」とか、「同号の解釈論とは無関係の事情を論難する」とか、「独自の見解を述べる」などと抽象的な評価のみ主張

されても、被告らが、原告らの同号の解釈論に関する詳細な主張のうち、どの部分について事実を否認したり、法的評価を争おうとしているのか、皆目分からない。

被告らは、原告ら第3準備書面及びそれを踏まえた第6準備書面の第3の1及び2で述べた原告らの主張について、逐一認否をし、見解の異なる点について、被告らの主張の根拠を明らかにして反論をされたい。

第2 原爆による放射性降下物の降下の機序について

1 原告らの主張とそれに対する被告らの対応

この点、原告らは第5準備書面の第1（2～13頁）において、原爆の炸裂とその威力（熱線、爆風、放射線）について概観した上で、科学的知見を踏まえて原爆による放射性降下物の降下の機序について、具体的に主張しているところである。

ところが、被告らは、被告ら書面19頁において、「原告らの主張するような機序で放射性物質が含まれた『黒い雨』が降る一般的、抽象的な可能性はあり得ても、現に起こった『黒い雨』に当然に放射性物質が含まれていたことにはならないのである」などと主張するのみで、原告らが原爆による放射性降下物の降下の機序について主張した第5準備書面の第1について、認否すらしようとしなない。

2 求釈明

原爆による放射性降下物の降下の機序についても、本訴訟の主要な争点の一つであるところ、被告らが「原告らの主張するような機序で放射性物質が含まれた『黒い雨』が降る一般的、抽象的な可能性はあり得」と主張しているのは、原告ら第5準備書面の第1で述べた原告らの主張する原爆による放射性降下物の降下の機序を認める趣旨か、明らかにされたい。認める趣旨ではないというのであれば、原告らの主張に対して、逐一認否をし、見解の

異なる点について、被告らの主張の根拠を明らかにされたい。

第3 放射線の人体影響について

1 原告らの主張とそれに対する被告らの対応

この点、原告らは第5準備書面の第3（28～50頁）において、放射性降下物による被曝によって、原告らの人体にどのような影響がありうるのか、内部被曝等に関する科学的知見を踏まえて具体的に主張しているところである。

ところが、被告らは、被告ら書面において、この点に関する原告らの主張に対し、認否はおろか言及すらしない。それどころか、「原告らの主張の要旨」として、勝手に「『黒い雨』が降ったとされる地域に高線量の放射性物質（核分裂生成物）が降下したことは明らかといえる旨主張する」（被告ら書面18頁、下線：引用者）とまとめて、線量の大小では捉えきれない内部被曝の問題性を隠蔽しようとしている。

2 求釈明

内部被曝を含む放射線の人体影響についても、本訴訟の主要な争点の一つであるところ、被告らは、内部被曝による放射線の人体影響を一切認めないという趣旨か、明らかにされたい。また、そうであるというのなら、原告らの主張について、逐一認否をし、見解の異なる点について、被告らの主張の根拠を明らかにされたい。

第4 第1種健康診断特例区域の指定について

1 委任立法の問題性と被告らの主張

被爆者援護法附則17条は、憲法学でいうところの委任立法である。

この点、憲法41条が国会を唯一の立法機関とする以上、一定事項の規律を行政機関の命令に委ねることは、憲法の定める権限配分規定に抵触す

る恐れがあるが、憲法学においては、委任立法の現代社会における必要性・有効性を承認する以上、憲法の権限配分規定に反しない限りこれを許容すべきものと考えられている。それでは、法律によるどのような委任が憲法規範に違反するとみるべきかが問題となるが、白紙委任のように、本来国会が果たすべき立法任務を放棄するかのような法律規定は、憲法41条に違反するというべきであるが、法律において、命令で定めるべき事項を列挙する等、委任事項を個別的・具体的に定める場合には、憲法の枠内で認められた委任として許されると考えられている。

本件で問題となっている第1種健康診断特例区域の指定について、被告らは、「被爆者援護法附則17条の健康診断の特例は、当時の科学的知見の内容や当該区域の住民の健康調査結果等を踏まえ、被爆者援護の観点から、暫定的措置として、当面の間、上記の者につき、健康診断を受診することができるもの」と解釈しつつ、「援護政策を講ずるべき範囲を判断するに当っては、高度の専門技術的検討と、それに基づいた政策的判断が不可欠であり、このような「事項について、判断能力を有する行政機関に一定の裁量を認めた趣旨であると解するのが相当である」などと主張する。

2 求釈明

被爆者援護法附則17条も委任立法である以上、第1種健康診断特例区域の具体的な指定を政令に委任するにあたり、区域指定にあたって何を考慮するのか、どのような事情があれば区域指定をすべきか等の判断基準が存在するはずである。

被告らは、この点について、前記のとおり、「範囲を判断するに当っては、高度の専門技術的な検討と、それに基づいた政策的判断が不可欠である」と主張するだけであり、具体的な判断基準を明らかにしようとしな

そこで、被告らは、区域指定にあたって考慮すべき要素等の判断基準を明らかにされたい。

第5 基本懇について

1 基本懇の会議の速記録について

原告らは、被告らから、第11回及び第14回を除くその余の基本懇の会議の速記録の開示を受けたが、開示を受けた速記録はいずれも厚生省の官僚を除く発言者の個人名が黒塗りにになっている（乙17, 18, 35, 36参照）。

ところが、本年1月18日配信の朝日新聞デジタルの記事（添付書類1）によれば、「千ページ近い基本懇議事録が開示され、・・今回改めて請求したところ、発言された有識者の個人名も開示された」とある。

被告らの主張の寄って立つところは基本懇報告書であるところ、基本懇報告書の内容を正確に理解し、あるいは批判的に検討するためには、取りまとめに至った議論を記録した速記録において、発言者の個人名が特定される必要がある。

よって、被告らは、改めて発言者の個人名を黒塗りにせずに、基本懇速記録全部を開示されたい。

2 基本懇の会議で配布された資料について

また、基本懇の会議では、種々の資料が有識者に配布され、当該資料をもとに議論が進められている。

被告らの主張の寄って立つところは基本懇報告書であるところ、基本懇報告書の内容を正確に理解し、あるいは批判的に検討するためには、会議で配布され議論の参考とされた資料の検討が不可欠である。

よって、被告らは、基本懇の開示で配布された資料一切を開示されたい。

3 不存在とされる速記録について

被告らは、被告ら書面28頁において、「第11回及び第14回の速記録は不存在である」と主張する。

ところで、昭和55年7月22日に開催された第10回基本懇において、基本懇報告書の最初の草案である「報告書に盛り込むべき事項」を事務局が作成し、その全文が朗読の形で記録されている。同年8月22日～23日にかけて軽井沢で合宿の形で開催された第11回基本懇会議において、この案文をもとに突っ込んだ議論がされ、同年11月20日に開催された第12回基本懇では、報告書のまとめにかかっている。

ということは、報告書のまとめにあたり重要な議論が行われたのが第11回基本懇となるが、肝心の第11回基本懇速記録が「不存在」というのは、いかにも不自然である。

被告らは、改めて不存在と回答した基本懇速記録（特に第11回）の探索を行って速やかに開示されたい。なお、それでも不存在というのであれば、基本懇速記録の中で存在するものとしがないものがある理由、速記録の保管状況等を説明されたい。

添付書類

- 1 2017年1月18日配信の朝日新聞デジタルの記事

以上

(救われず71年)空襲、見捨てられた民：18

2017年1月18日16時30分

シェア ツイート フックマーク スクラップ メール 印刷

紙面ビューアー 面一覧



原爆被爆者対策基本問題懇談会で話す広島市の荒木武市長(右端)=1979年12月6日、東京・霞が関

空襲被災者の支援に前向きだった厚生大臣、園田直。だが、就任から間もない1980年12月11日、大臣の私的諮問機関「原爆被爆者対策基本問題懇談会」(基本懇)が、百八十度違う報告書を出した。戦争被害者に我慢を強いる「受忍論」である。

「戦争という非常事態のもとで、国民が何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは国をあげての戦争による『一般の犠牲』として、すべての国民がひとしく受忍しなければならない」

在韓被爆者の訴訟で最高裁が78年、既存の原爆医療法に「国家補償的配慮がある」と認めため、被爆者団体や自治体は死者弔慰金を含む国家補償の提言を期待していた。だが報告は、放射線による健康被害だけは「特別な犠牲」として配慮の必要を認めつつ、ほかの空襲被害者らと著しい不均衡が生じないように、要求にクギを刺した。

「被爆者対策厳しいワケ 一般戦災と均衡を 弔慰金や年金退ける」。翌日、朝日新聞は1面トップで報じている。

30年後、千ページ近い基本懇議事録が開示され、東京新聞、朝日新聞が相次いで報じた。今回改めて請求したところ、発言した有識者の個人名も開示された。

「(被爆者は)37万人もおられ、これでびんぴんして何でもない人も多いいでしょう」(座長の茅誠司・東大名誉教授)

「はい、そのとおりでございます」(厚生省 企画課長)

湯川秀樹らと世界平和アピール7人委員会を組織し、理解があると思われた茅も第1回(79年6月8日)から冷淡だった。

第4回(同10月11日)は、空襲被害者やシベリア抑留者への補償拡大を心配した。

「非常に厄介なのが名古屋を中心としたグループ、及び東京の下町を中心としたグループ……国家補償という言葉ができるだけ使いたくない」(橋本龍太郎・厚生大臣＝当時)

「こちらが一步前進しますと……ハチの巣をつついたように、いろんな問題が飛び出してくる」(田中二郎・最高裁 元判事)

官僚も加わった議論は、いかに国家財政に響かぬよう要求を抑えるかに終始した。杉山千佐子によると、厚生族のボス、橋本は議員会館自室で「よく来たな」とケーキやコーヒーをごちそうしてくれる気さくな議員だった。「悔しい。だまされた」と杉山は晩年語った。(編集委員・伊藤智章)

その他の社会面掲載記事

玄海3・4号機、許可 規制委

福島の大震災、がれきの声 残された日常の品、東京で展示

最新の夕刊紙面

東京 2017年01月19日 木曜日

最新の朝刊へ



各本社夕刊紙面

朝日刊バックナンバー

参加無料 宿務・制作 朝日新聞社メディアビジネス課

賃貸住宅経営の実情と展望

情報が錯綜する中、賃貸住宅経営の実情は、将来的にはどうなっていくのか??

日時:2017年2月11日(土・祝)
場所:大和ハウス大阪ビル2階ホール

朝日新聞資産活用セミナー 2017

PR 注目情報



年収2000万円以上多数 普段あまりみかけないハイクラス求人特集



旦那が買ったこの家を… 私はコレで…4680万円の家を売りました。【コレって?】



【ANA 新規就航情報】 2/15より成田=メキシコシティ 直行便が毎日運航でより便利に♪

朝日新聞とマイナビ転職がタッグ組む

厳選した求人情報をお届けします!

オリラジ中田敦彦さんが熱弁!

「旦那は育成型ロボット」その真意とは

自分の体の状態を知ることから始めよう

自ら測り健康を守る 自測自健のススメ

ディーン・フジオカさんインタビュー

シンガポール航空で楽しむ空の旅

テリイ伊藤が日本で一番好きな温泉宿?

全国のホット温まる温泉情報が満載!

アクセスランキング

もっと見る

読まれています

昨日のトップ5

「政治と癒着…NHKのためなら」梶井節、最後の会見も

トランプ氏、異例の就任式へ ボイコットや抗議デモ続々